

同意撤回について

研究参加に同意されたあとでこれを取り消すことも可能で、この場合にも治療は同様に行います。同意を取り消したことによる不利益は一切生じません。

研究参加に同意された後で、同意を撤回する場合、下記の同意撤回通知書に署名いただき、ご提出下さい。採取した血液や遺伝子は廃棄され、診療記録などもそれ以降の研究に用いられることはありません。ただし、研究結果が公表された後で同意を撤回されても公表した結果を廃棄することはできません。

同意撤回通知書

独立行政法人国立病院機構相模原病院院長殿

私は、下記の研究への協力の同意を撤回し、検体使用の即時中止と検体の廃棄を速やかに行うことを請求いたします。

研究責任者：松井利造

研究課題名：「関節リウマチにおける薬剤性肺障害発症に関わる遺伝子の探索」

患者署名

西暦 年 月 日

氏名： _____ 印